平成２７年（フ）第２０９０号
大阪市西区九条３丁目17番２号、前住所大阪市西区九条３丁目２番15号３Ｆ２
債務者　金田泰行こと　金　　泰行
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４２号
大阪市平野区喜連東３丁目１番22―305号
債務者　西岡志津子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２２５号
大阪市福島区野田３丁目３番19号エスポワールノダ302号
債務者　兵藤　彩加
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２７２号
大阪府大東市南新田１丁目22番106号
債務者　木村　正己
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４６０号
大阪市東住吉区西今川２丁目14番12号　サンライフ　502号
債務者　荒木　理奈
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５１３号
大阪市旭区中宮３丁目11番31号　ロイヤルハイム八芳園　102
債務者　中島由紀子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５６８号
大阪府枚方市東船橋１丁目65番地の１
債務者　根本　　円
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５８７号
大阪市中央区日本橋２丁目12番27号二葉ビル401
債務者　荻原　正幸
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６０６号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目４番17―307号
債務者　永田　伸一
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１０５号
大阪市生野区田島１丁目16番６号新大阪病院内、前住所大阪市平野区加美北３丁目12番２号ジョイフリー富士301号
債務者　中野　健三
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１１２号
大阪市天王寺区生玉前町５番28号　アンビション三和503号、前住所大阪市中央区上汐２丁目４番３―807号
債務者　窪内　敦郎
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１３４号
大阪市淀川区西中島１丁目３番２号大野文化102号、前住所大阪市淀川区木川東３丁目３番３号池原マンション202号
債務者　秋丸　清孝
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１３５号
大阪市淀川区西中島１丁目３番２号大野文化102号、前住所大阪市淀川区木川東３丁目３番３号池原マンション202号
債務者　秋丸　純子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１７５号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目10番３号グリーンハイム公園南Ｃ棟　22号、前住所大阪市東住吉区公園南矢田４丁目18番17―202号
債務者　藤本　洋子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１８１号
大阪府高槻市津之江町２丁目13番15号
債務者　川田　由美
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２８号
埼玉県志木市本町２丁目10番50号　特別養護老人ホーム・ブロン、旧住所埼玉県志木市下宗岡２丁目６番14号
債務者　神戸きよ子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
埼玉県川越市大塚２丁目８番地10（花ノ木ハイム102号室）
債務者　星　　光政
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部